2022 年 8 月 20 日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年8月20日午後2時から午後4時半ごろまで

【会場】Zoom による遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、大友、小林、南京家、林、巫(7名)

2. 山村さんの問題提起

【判決言渡しの強行について】

(山村) 現在の裁判の状況を説明する(2021年7月9日に横浜地裁で開かれた 口頭弁論の裁判。内容については、2021年7月3日、17日、8月7日の議事録 参照)。

初回口頭弁論で、裁判官が審理を終結し、判決期日を指定したので、それでは約束が違う、そういう裁判ならば初めから提訴もしなかった、として、山村さんの主張に対する相手方の反論を求めて、弁論再開を申し入れたが、応じられなかったので、裁判官を忌避して、裁判は止まっていた。

ところが、2022 年 7 月 2 日付で裁判所から期日指定の通知が来て、8 月 2 日 に判決を言い渡すということであった。そこで、7 月 12 日に 4 度目の忌避申立を行い、判決言渡しは認めないことを意思表示したが、横浜地裁が 7 月 25 日付で、申立を決定で却下した。

これに対し、(山村さんが) 7月28日付で不服申し立てを提出し、8月2日の 判決期日よりも前に横浜地裁が受け取っていたのだが、横浜地裁はこの申立を 全く無視して、8月2日に判決を言い渡した(詳細は山村さん作成資料「A4·31021 忌 避.doc」を参照)。

(小林) 裁判所の対応はそんなもので、誰もやられていることだ。

(山村)8月2日の判決については、私は認められない。そのような判決は無効だと思う。したがって控訴はしない。控訴するということは、一審判決が言い渡されたことを認めることになるからだ。

(林)この裁判は相手方の山村さんの兄上が山村さんの相続権を侵害したことが本質であるが、山村さんはその点を追及せず、工場移転の費用を負担するという口約束を問題にしている。それは、相手方の争点から本質をそらそうとする策略に乗ってしまったことになる。それが問題だ。

(山村) その話は前から聞いているので、承知しているが、今回の裁判はそこが問題なのではなく、提起した裁判を実質的に審理せずに終結しようとする裁判所の姿勢を、訴訟指揮権などに絡めて問題にしているのだ。

【担当裁判官に対する民事訴訟について】

(山村) この話とは別に、私は 6 月に担当裁判官に対して民事訴訟を提起していたのだが、それについて何の連絡もなかったので、最近 (8 月) 裁判所に聞いたところ、まだ処理していないということで、訴状を相手方に送っていないようだった。6 月に手続しているのに、8 月になっても何もしていないというので、理由を聞くと、コロナの影響だということだ。また、担当裁判官が転勤でいなくなったので、訴状を渡せないから、(山村さんが) 自分で住所を調べろということだ。

- (林) 裁判官がどこに転勤したのかは裁判所が知らないはずはない。対応している書記官は民間人を馬鹿にしている。強く抗議すべきだ。
- (巫)8月2日に判決を言い渡しているのだから、転勤はそのあとだということですが、提訴の時は横浜地裁に所属していたということだとすると、無責任な対応だと思う。

(山村) それについては、抗議して、転勤先の住所を教えてもらうことにする。

【抗議の方法について】

(山村)1月に横浜地裁庁舎の敷地に乗用車に抗議文を貼って置いた時には、ネットで少し反応があった。会で後押ししてくれると思っていたが期待外れだった¹。横浜地裁に行って、書記官室などで、裁判官の訴訟指揮の問題などを指摘して抗議している。会の後押しが全くないのはどういうことだ。

- (林) ニュースにはなったが、はっきりと分かるよう主張を示さなかったので、 そこで終わってしまった。
- (巫) 自動車を置いて、抗議するということの目的は、騒ぎを起こしてでたらめ判決の問題を話題にしたいということでしょうか。
- (林)裁判所の役目は公正な裁判をすることではなく、事件について国家に都 合の良い結論を押し通すことだから、何をやってもでたらめ判決は最後まで続 きます。
 - (巫) それは極論で何も言っていないと同じことだ。
 - (小林) いや、林さんの言うとおりだ。権力というものはそういうものだ。
- (巫)権力はそういうものだと言って終わるのでは、何も言っていないと同じだ。
 - (小林)たとえば、ミシェル・フーコーもそういっている。
 - (巫) 私はそうは思わない。
 - (小林)ではどう思うのだ。

^{1 2022}年2月の議事録にそのときの事情の説明がありますが、山村さんは会に参加して、乗用車を放置したことの意味について、説明してくれるよう要請されたのに、拒否し何も話しませんでした。会として集めることができた情報は、テレビのニュースやネットから得られるものだけでした。

(巫)権力は絶対悪だと言えば勇ましげだが実際には何も言っていないと私は 思う。

(小林) 私は一人で戦っている。

- (巫)(山村さんに)抗議の方法ですが、書記官室に行って話しても、書記官に は権限もなく、あまり効果がないと思うのですが、どうなんでしょう。
- (山村)人間がやっていることだ。書記官にでも話をすれば、それなりに相手 に伝わることがあると思う。まったく無駄だとは思わない。
- (巫)書記官などに言うと、上司に報告すると言いますよね。最大限に楽観的に考えて、上司に報告が行き、裁判司法の運用に権限のある人物がその抗議を聞いて、裁判所の現状を認識し、改革しようと動くかもしれないということですか。

(山村) その可能性もある。

(巫) どうなんでしょう。よく検討すべきかもしれない。

3. 国連人権規約について(詳細は小林さんが作成した資料を参照)

日本は複数の国連人権条約の締結国になっている。

- ·自由権規約(ICCPR)
- ·社会権規約(ICESCR)
- ·人種差別撤廃条約(ICERD)
- ·拷問等禁止条約(CAT) or (CAT Convention)
- ·女性差別撤廃条約(CEDAW) or (CEDAW Convention)
- ·子どもの権利条約(CORC)

自由権規約のうち、個人の通報および死刑廃止の議定書は未批准。裁判について、個人が救済を申し立てたとして、個人通報について批准していないので、それがどういう影響を及ぼすか、不詳。また、救済申立は刑事事件では可能なようだが、民事事件でそれができるかどうかはよくわからない。

4. 会に寄せられた相談について

(巫) ウェブサイトを通して、会に相談をしてくる事例があるが、相談者の裁判の内容について理解するには相当の労力が要求され、また会で取り上げることが表ざたになると、相談者の訴訟でかえって不利になる可能性もあるので、軽々に会に誘うことはできない²。少なくとも送られてきた資料を会員が読んで

² 会員は、法律条文や参考書を読んで理解しあるいは合理的に解釈することはできるが、弁護士などの司法の専門家ではないので、裁判官の好みがどうで、どういう行動様式、ビヘイビアで訴訟を実施するのかというような茶坊主的な知識はない。しかし、実際の判決では、裁判官の自由心証などを口実に、そのような事情が大きく影響すると考えられる。

理解する必要があり、それができないのならばそれ以上接触しない方がいい。 むやみに会員に誘うようなことはできない。

5. 議長を輪番制にする件について

(山村) 前に南京家さんが提案したが、議長を代えて会をするのはどうか。 (南京家) そのようなことを言ったかな。まあ、それは賛成だ。

(巫) それはまったく構わない。そもそも、本日の会でも、巫が特別に強力に 議長をしているわけではない(議長の指示に誰も従っていない)。

(山村) では次回の会の議長は誰にしようか。林さんはどうか。

(林) 順番のスケジュールをすべて決めるべきだ。

(山村) そこまで細かくは決められない。とりあえず、次回は林さんが議長を 務め、その様子を見て次回を考えればいい。

(巫) では、次回は林さんが議長をすることにします。

6. 技術的な不具合

会の途中でホストの小林さんのインターネット環境で不具合が起き、つながらなくなりました。しばらくの間、小林さんが退出した状態で会議が継続されておりましたが、その後、誰も操作していないのに、会議が終了になりました。そういう場合の zoom の動きはよくわかりません。次回以降、同じような現象が起こったらどうすべきかを決めておく必要があります。今回は、会議が切断された時間が、ちょうど会議を終了しようとしていた時間だったので、特に問題はありませんでした。

7. 次回の予定

次回の期日は、日本時間 2022 年 9 月 3 日(土)14 時から 18 時くらいまで(米西部時間では、2022 年 9 月 1 日(金)22 時から 26 時くらい、米ハワイ時間では 18 時から)、200m 会議。200m ホストは小林さんです。議長は林さんです。

2022 年 8 月 22 日 巫召鴻